

令和8年6月16日（火）

令和8年度第1回

東大和市交通安全対策審議会

資 料

まちづくり部都市基盤課交通安全対策係

目 次

令和 8 年度第 1 回東大和市交通安全対策審議会会議次第	1 頁
交通安全対策基本法（抜粋）	2 頁～ 3 頁
東大和市交通安全対策審議会設置条例	4 頁～ 5 頁
東大和市交通安全対策審議会委員名簿	6 頁
〈別添〉	
東大和市交通安全計画の改定に関する基本的な考え方について	2 枚
諮問書の写し	1 通
東大和市交通安全計画（令和 3 年度～令和 7 年度）	1 冊

令和 8 年度第 1 回東大和市交通安全対策審議会次第

令和 8 年 6 月 1 6 日（火）午後 3 時 3 0 分～
中央公民館 3 階 3 0 1 学習室

- 1 市長あいさつ
- 2 委嘱状の交付
- 3 委員の自己紹介
- 4 市長から諮問
「東大和市交通安全計画」について
- 5 議 題
 - （1）東大和市交通安全計画について
 - （2）その他

○交通安全対策基本法（抜粋）

（昭和四十五年六月一日）

（法律第百十号）

第六十三回特別国会

第三次佐藤内閣

改正 昭和四十六年六月二日法律第九八号

同五〇年七月一〇日同第五八号

同五八年一二月二日同第八〇号

平成一一年七月一六日同第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

同一八年五月一七日同第三八号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二五年六月一四日同第四四号

同二七年九月一日同第六六号

令和三年五月一九日同第三六号

同五年六月一六日同第五八号

交通安全対策基本法をここに公布する。

交通安全対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 交通安全対策会議等（第十四条—第二十一条）

第三章 交通安全計画（第二十二条—第二十八条）

第四章 交通の安全に関する基本的施策

第一節 国の施策（第二十九条—第三十七条）

第二節 地方公共団体の施策（第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用
者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地
方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地
方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、
もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(市町村交通安全計画等)

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができる。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成することができる。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

(地方公共団体の長の要請等)

第二十七条 地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、これらの者が陸上交通の安全に関し処理すべき事務について、必要な要請をし、又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることができる。

○東大和市交通安全対策審議会設置条例

昭和37年5月21日

条例第10号

改正 昭和45年10月1日条例第19号

昭和49年10月1日条例第30号

平成28年6月6日条例第19号

令和3年11月30日条例第25号

(設置)

第1条 東大和市の区域内における交通道德の高揚及び交通安全思想の普及徹底並びに道路環境の整備改善等を推進し、交通事故防止を図るため、市長の附属機関として東大和市交通安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、市長の諮問に応じ交通事故防止対策に関する必要な事項を審議して答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、会長及び次に掲げる者につき市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 5人以内

(2) 関係行政機関の職員 5人以内

(任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第5条 審議会に会長を置き、その選任方法は、第3条第1号の委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議の招集は、開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめこれを委員に通知して行うものとする。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を審議するため必要と認めたときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

(部会の議事)

第9条 審議会は、その議決により部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

2 部会の議事の定足数については、第7条の規定を準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年10月1日条例第19号)

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

付 則 (昭和49年10月1日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月6日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定(「1年」を「2年」に改める部分に限る。)は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日条例第25号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

[参考]

○地方自治法—138の4・③

東大和市交通安全対策審議会委員名簿

(任期 令和6年7月1日～令和8年6月30日 学識経験者のみ)

構成	氏 名	摘 要	備 考
学 識 経 験 者	た じま じゅん いち ろう 田 島 潤 一 郎	シニアクラブ連合会理事	R7.10.1～
	ゆ ざわ まさし 湯 沢 仁	交通安全協会副会長	R3.1.16～
	いけ だ まさ つぐ 池 田 政 次	スクールガードリーダー	R2.7.1～
	くに よし たか こ 國 吉 隆 子	交通安全協会常任理事	R3.4.1～
	おか だ あ き こ 岡 田 亜 希 子	第一中学校PTA会長	R7.7.1～
関 係 行 政 機 関 職 員	よし むら ひろし 吉 村 浩	第七小学校長	R7.4.1～
	おお しま きよ かず 大 島 清 和	第二中学校長	R8.4.1～
	いぬ たけ みき と 犬 竹 幹 人	都北多摩北部建設事務所管理課長	R8.4.1～
	ご み まさ つぐ 五 味 正 継	北多摩西部消防署警防課長	R7.10.1～
	かた ぎり たか し 片 桐 蒼 之	東大和警察署交通課長	R7.8.25～

会長 湯沢 仁

職務代理者 池田 政次

(R6.10.2 の会議で選出)

(R6.10.2 の会議で選出)

東大和市交通安全計画の改定に関する基本的な考え方について

1 交通安全計画の位置付け



第12次交通安全基本計画
令和8～12年度



東京都
第12次東京都交通安全計画
令和8～12年度



東大和市
次期交通安全計画（改定）
令和8～12年度

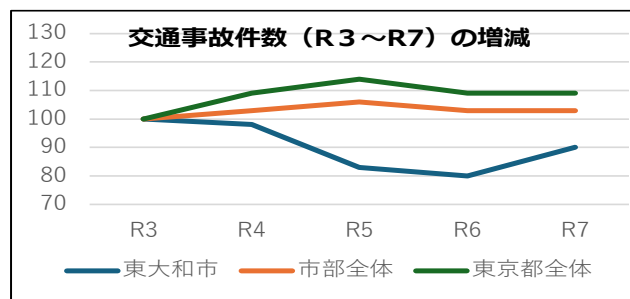
【交通安全計画とは】

交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき、国・都道府県・区市町村がそれぞれ作成する計画です。本市では、現行の東大和市交通安全計画をベースに次期計画を策定します。

【計画作成の目的】

交通事故等の交通災害から市民の生命と身体を守り、安全で安心な生活環境を確保することを目的とします。

2 前期計画の総括



市内の事故件数、死傷者数

	件数	死者数	重傷者数	軽傷者数
R3	317	0	4	349
R4	311	0	19	318
R5	262	1	4	294
R6	254	0	13	274
R7	284	2	13	296

成果：本市は都・市部平均を下回る水準で推移（前期計画期間中の一定の効果を確認）

課題：令和7年は前年比+30件と増加に転じました → 次期計画で再増加の抑止が必要

3 東京都第12次交通安全計画を踏まえた主な視点



高齢者・子供の安全確保

高齢歩行者・子供の被害防止が最優先事項



自転車の安全利用

ルール周知・ヘルメット着用・通行環境整備



小型モビリティ対策

電動キックボード等の安全利用周知



生活道路・交差点対策

速度抑制・歩行者優先の道路整備



外国人への啓発

やさしい日本語・多言語での交通安全周知



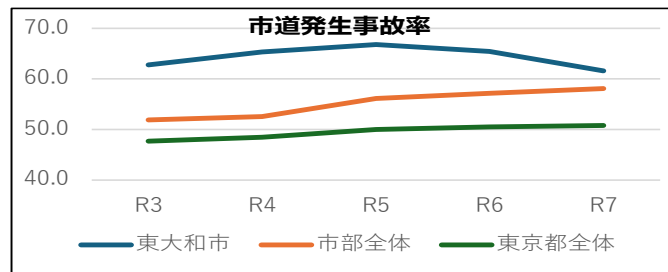
先進技術の活用

事故マップ・データを活用した重点箇所管理

次期東大和市交通安全計画は、これらの視点を踏まえつつ、本市の事故実態に応じた計画としてで整理する方向で検討

4 東大和市の事故の特徴

(1) 市道で発生する事故の割合が高い

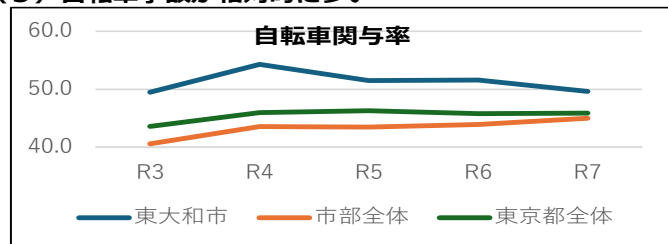


本市では、事故発生場所が都全体、市部全体と比べて、市道に偏っています。

【結論】

市道・生活道路における対策を重視する必要があります。

(3) 自転車事故が相対的に多い



市部全体、都全体と比べて、自転車に関与する事故の割合が高くなっています。

【結論】

自転車事故の実態を踏まえた施策を重点的に検討する必要があります。

(2) 事故は交差点に集中している

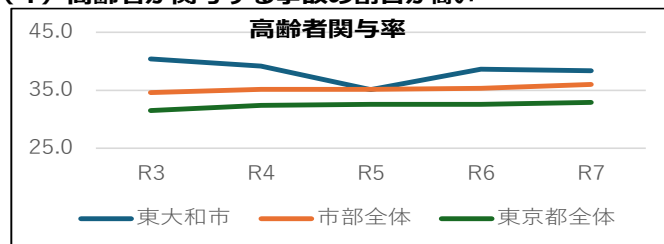
区分	人身事故		区分	人身事故	
	件数	構成比		件数	構成比
車両対車両	197	69.4%	人対車両	36	12.7%
正面衝突	1	0.4%	対面・背面通行中	8	2.8%
追突	56	19.7%	横断歩道横断中	10	3.5%
出合頭	81	28.5%	その他横断中	8	2.8%
追越し・追抜き	11	3.9%	その他	10	3.5%
すれちがい時	3	1.1%	車両単独	51	18.0%
左折時	19	6.7%	計	284	100%
右折時	20	7.0%			
その他	6	2.1%			

事故類型では車両相互事故が多く、その中でも出合頭事故が多くなっています。

【結論】

本市では交差点対策が重要であると考えられます。

(4) 高齢者が関与する事故の割合が高い



市部全体、都全体と比べて、高齢者が関与する事故の割合が高くなっています。また、前期計画期間の死亡事故はいずれも高齢者が関係しています。

【結論】

高齢者対策は、次期計画でも重点的に検討する必要があります。

市道・交差点・自転車・高齢者を重点分野として検討

5 計画策定スケジュール

令和8年6月(本日)

第1回審議会

諮問、
基本的な考え方を説明

令和8年7月17日

第2回審議会

次期計画案(本文・施策)
を審議

7月

庁内調査

令和8年9月(予定)

第3回審議会

パブリックコメント案を
審議

11月

パブリック
コメント

令和9年1月(予定)

第4回審議会

答申案を審議、答申

令和9年3月(予定)

計画策定・公表

次期東大和市交通安全計画を策定・公表